

審査項目・基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
1 実施体制		
(1) 人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容に対して、必要な知識と経験を有する人材を配置し、遂行可能な体制が確保されているか。 管理責任者および担当者が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか。 	10
(2) 実施能力・業務経験	<ul style="list-style-type: none"> 業務を遂行するにあたり、下記の実施内容に関する経験、知識、情報収集能力を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> (留学希望者及び市内留学生の発掘) (対象人材および対象事業者向け説明会の実施) (対象事業者の開拓及び募集) (対象人材と対象事業者とのマッチングイベントの実施) (対象事業者に対する人材の受入れ支援) (事業の周知広報) 	10
(3) スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容、実施体制を踏まえ、適切かつ具体的な業務スケジュールが示されているか。 	10
2 企画提案内容		
(1) 全体	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的及び業務内容を十分把握しているか。 現実性のある提案となっているか。 各提案内容を一体的に実施することにより、本事業の目的を効果的に達成することができる内容となっているか。 	20
(2) 内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象人材および対象事業者の発掘・開拓の手法は、マッチング目標数達成に向けて効果的な内容となっているか。 対象人材および対象事業者向けの説明会、マッチングイベントは参加者のニーズを満たすことができる内容となっているか。また、対象事業者が海外にてマッチングイベントに参加する場合のアテンド内容は、海外への渡航に慣れない事業者に対する配慮がされているか。 対象事業者に対する受入れ支援は、外国人材受入れの経験が少ない事業者にとって有効な内容となっているか。また、対象人材に対する支援は適切であるか。 	30
(3) 実施時期・手法	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の利便性に配慮した内容か。 参加者の理解を深めるための取組みとして、有効かつ具体的な手法となっているか。 事業の実施にあたり、必要な調整及び手配は適切に提案されているか。 対象人材および対象事業者に対する周知広報について、具体的な提案がなされ、その効果が見込まれるものとなっているか。 	10
3 価格		
(1) 見積の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容も含め、業務内容に対して積算根拠の整合性が取れており、見積金額が妥当であるか。 	10
合 計		100